

災害協働サポート東京 会費規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第8条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

(会費の納入)

第2条 会員は、1事業年度あたり、年会費を納入しなければならない。

(会費の額)

第3条 会費は、1口10,000円とし、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1)正会員 1口以上
- (2)個人会員 1口以上
- (3)賛助会員 3口以上

2 顧問については、会費を徴求しない。

3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費の納入方法)

第4条 会員は、当該年会費を会員宛に送付する振込依頼書により、金融機関からの振込みで納入する。

(中途入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該年度の会費年額は、当該年度の年会費とする。

(会費の滞納)

第6条 正会員が正当な理由がなく会費を1年分以上滞納した場合、総会の決議により、当該正会員を退会させることができる。

2 個人会員および賛助会員が正当な理由がなく会費を1年分以上滞納した場合、理事会の決議により、当該個人会員および賛助会員を退会させることができる。

(改廃)

第7条 本規則を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

この規約は、団体設立日の2022年9月28日から施行する。

以上